

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、高松港港湾隣接地域の指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成20年6月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 日時 平成20年7月4日（金曜日）午後2時から
- 2 場所 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁東館5階会議室
- 3 指定変更により指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
高松市 (朝日2)	基点第1号から4度21分45秒に引いた線、基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線、基点第6号から184度23分41秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点 朝日南（北緯34度21分07.4043秒、東経134度04分10.1961秒）から310度58分25秒、821.99メートル、高松市朝日新町1番1地先の1号の表示杭
第2号	基点第1号から94度39分08秒、12.07メートル、高松市朝日新町1番1の2号の表示杭
第3号	基点第2号から4度19分52秒、70.07メートル、高松市朝日新町1番1の3号の表示杭
第4号	基点第3号から94度19分45秒、126.72メートル、高松市朝日新町1番1の4号の表示杭
第5号	基点第4号から4度20分52秒、149.97メートル、高松市朝日新町1番1の5号の表示杭
第6号	基点第5号から274度16分04秒、28.72メートル、高松市朝日新町1番1の6号の表示杭